

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

目次

○	下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）（抄）（第一条関係）	1
○	河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）（第二条関係）	2
○	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第三条関係）	12
○	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）（抄）（第四条関係）	14
○	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）（抄）（第五条関係）	16
○	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（第六条関係）	18
○	市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）（抄）（第六条関係）	19
○	司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）（抄）（第七条関係）	20
○	土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）（抄）（第七条関係）	21
○	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）（第八条関係）	22
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第九条関係）	23
○	東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）（抄）（第十条関係）	25
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第十一条関係）	26

○ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）</p> <p>第五条の十二 法第七条の三第二項（法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）</p> <p>第五条の十二 法第七条の二第二項（法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案		現行	
第六十三条第三項	<p>（略）</p> <p>当該都府県以外の都府県が</p>	第六十三条第三項	<p>（略）</p> <p>当該都府県以外の都府県</p>
（略）	読み替える規定	（略）	読み替える規定
	読み替えられる字句		読み替えられる字句
	読み替える字句		読み替える字句
<p>（読替規定）</p> <p>第二条の二 法第九条第七項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 法第五十一条の二第二項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織すること。</p> <p>七・八（略）</p> <p>二・三（略）</p>		<p>（読替規定）</p> <p>第二条の二 法第九条第七項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六・七（略）</p> <p>二・三（略）</p>	
<p>（都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理）</p> <p>第二条 法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一〇五（略）</p>		<p>（都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理）</p> <p>第二条 法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一〇五（略）</p>	

第二条の三 法第十条第四項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	あつては、当該指定都市の区域を除く。
		）について

(略)	第六十三条第三項	(略)	第五十一条の三	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			都道府県ダム洪水調節機能協議会	指定都市ダム洪水調節機能協議会	当該都府県以外の都府県が	都道府県が当該都道府県の区域（その区域内に当該指定都市が存する都道府県にあつては、当該指定都市の区域を除く。）について

第二条の三 法第十条第四項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	市に係る部分を除く。
		）

(略)	第六十三条第三項	(略)	(新設)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			(新設)	(新設)	当該都府県以外の都府県が	都道府県（その区域内に当該指定都市が存する都道府県にあつては、当該指定都市に係る部分を除く。）

(略)

(市町村長の施行することができない工事等)

第十条の五 法第十六条の三第一項ただし書の政令で定める河川工事又は河川の維持は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 指定区間内の一級河川に係る第二条第一項第八号の河川工事又は第四十条第一項に規定する特別指定区間内の一級河川に係る改良工事

二 六 (略)

(特定河川工事に係る権限の代行)

第十条の八 国土交通大臣は、法第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を施行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、特定河川工事を河川の名称及び区間、特定河川工事の内容並びに特定河川工事の開始の日を公示しなければならぬ。特定河川工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、法第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を河川工事を行う場合には、当該特定河川工事に係る法第十七条から第十九条まで、第二十一条、第三十七条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二(第三項を除く。)、第七十四条及び第八十九条に規定する権限を都道府県知事等(法第十六条の四第一項の都道府県知事等をいう。第四項並びに次条第二項及び第四項において同じ。)に代わつて行うものとする。

3 前項の規定により国土交通大臣が代わつて行う権限は、第一項前段の規定により公示された河川の区間につき、同項前段の規定により公示された特定河川工事の開始の日から同項後段の規定により公示された当該特定河川工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことがで

(略)

(市町村長の施行することができない工事等)

第十条の五 法第十六条の三第一項ただし書の政令で定める河川工事又は河川の維持は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 指定区間内の一級河川に係る第二条第一項第七号の河川工事又は第四十条第一項に規定する特別指定区間内の一級河川に係る改良工事

二 六 (略)

(国土交通大臣による河川管理者の権限の代行)

第十条の八 国土交通大臣は、法第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を施行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、工事を河川の名称及び区間、工事の内容並びに工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、法第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を河川工事を行う場合には、当該特定河川工事に係る法第十七条から第十九条まで、第二十一条、第三十七条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二(第三項を除く。)、第七十四条及び第八十九条に規定する権限を都道府県知事等(法第十六条の四第一項の都道府県知事等をいう。第四項において同じ。)に代わつて行うものとする。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示された河川の区間につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、法第二十一条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条

きるものとする。ただし、法第二十一条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二（第三項を除く。）、第七十四条並びに第八十九条第八項及び第九項に規定する権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4
(略)

(特定維持に係る権限の代行)

第十條の九 国土交通大臣は、法第十六條の五第一項の規定により特定維持を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、特定維持を行う河川の名称及び区間、特定維持の内容並びに特定維持の開始の日を公示しなければならない。特定維持の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、法第十六條の五第一項の規定により特定維持を行う場合においては、当該特定維持に係る法第十七條、第十八條、第十六條、第六十七條、第七十四條及び第八十九條に規定する権限を都道府県知事等に代わって行うものとする。

3 前項の規定により国土交通大臣が代わって行う権限は、第一項前段の規定により公示された河川の区間につき、同項前段の規定により公示された特定維持の開始の日から同項後段の規定により公示された当該特定維持の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、法第六十六條、第六十七條、第七十四條並びに第八十九條第八項及び第九項に規定する権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第十八條又は第六十六條に規定する権限を都道府県知事等に代わって行つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事等に通知しなければならない。

(国土交通大臣の行う特定維持に要する費用についての都道府県等の負担)

第三十七條の三 都道府県等が法第六十五條の四第一項の規定により負

第一項、第七十条の二（第三項を除く。）、第七十四条並びに第八十九条第八項及び第九項に規定する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4
(略)

(新設)

(新設)

担すべき金額は、特定維持に要する費用の額（法第六十七条の規定による負担金があるときは、当該費用の額から当該負担金の額を控除した額）に相当する額とする。

（納付）

第三十八条 国土交通大臣は、その行なう一級河川の管理に要する費用の負担に関し、法第六十条第一項又は第六十三条第一項の規定によりその費用を負担すべき都道府県に対し、それぞれその負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない。ただし、法第六十条第一項の規定により甲都府県が負担すべき額の一部を法第六十三条第一項の規定により乙都府県が負担すべきときは、甲都府県に対しては、乙都府県が負担すべき額を控除した額を納付すべき旨を通知するものとする。

2 国土交通大臣は、その行なう法第十六条の四第一項の特定河川工事又は法第十六条の五第一項の特定維持に要する費用の負担に関し、法第六十五条の三第一項若しくは第二項又は第六十五条の四第一項の規定によりその費用を負担すべき都道府県等に対し、その負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない。

3 法第六十三条第三項、第六十五条の三第三項若しくは第六十五条の四第二項の規定により他の都府県が負担すべき負担金又は法第六十五条の三第四項若しくは第六十五条の四第三項の規定により都道府県が負担すべき負担金は、その負担金を財源とする費用の支出時期に遅れないように支出しなければならない。

（特別指定区間内の一級河川における国土交通大臣の改良工事の施行等）

第四十条 道の区域内の指定区間内の一級河川のうち、国土交通大臣が道の開発のため特に必要と認めて指定した区間（以下「特別指定区間」という。）内の一級河川について、法第九条第二項の規定により道知事が行うこととされる管理は、第二条第一項各号（第八号を除く）

（納付）

第三十八条 国土交通大臣は、その行なう一級河川の管理に要する費用の負担に関し、法第六十条第一項又は第六十三条第一項の規定によりその費用を負担すべき都道府県に対し、それぞれその負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない。ただし、法第六十条第一項の規定により甲都府県が負担すべき額の一部を法第六十三条第一項の規定により乙都府県が負担すべきときは、甲都府県に対しては、乙都府県が負担すべき額を控除した額を納付すべき旨を通知するものとする。

2 国土交通大臣は、その行なう法第十六条の四第一項の特定河川工事に要する費用の負担に関し、法第六十五条の三第一項又は第二項の規定によりその費用を負担すべき都道府県等に対し、その負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない。

3 法第六十三条第三項若しくは第六十五条の三第三項の規定により他の都府県が負担すべき負担金又は同条第四項の規定により都道府県が負担すべき負担金は、その負担金を財源とする費用の支出時期に遅れないように支出しなければならない。

（特別指定区間内の一級河川における国土交通大臣の改良工事の施行等）

第四十条 道の区域内の指定区間内の一級河川のうち、国土交通大臣が道の開発のため特に必要と認めて指定した区間（以下「特別指定区間」という。）内の一級河川について、法第九条第二項の規定により道知事が行うこととされる管理は、第二条第一項各号（第七号を除く）

）に掲げるもの及び次に掲げるもの以外のものとする。

一・二 (略)

2 国土交通大臣は、特別指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、道知事の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 (略)

(権限の委任)

第五十三条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限のうち、同項第二号に規定する特定水利使用に関する次に掲げるものであつて、これらの権限以外の法及びこの政令に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限に基づく処分を要する行為を伴わない行為に係るものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一・五 (略)

3 法及びこの政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十六条の四第二項及び第十六条の五第二項の規定による権限

二・四 (略)

五 第十条の八第一項及び第四項並びに第十条の九第一項及び第四項の規定による権限

六 (略)

(準用しない規定)

第五十六条 法第百条第一項の政令で定める規定は、法第六条第五項、第十条第二項から第四項まで、第十四条第二項、第十六条から第十六条の三まで、第三十二条第四項、第三十五条第一項、第三十六条第二

）に掲げるもの及び次に掲げるもの以外のものとする。

一・二 (略)

2 国土交通大臣は、特別指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、道知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 (略)

(権限の委任)

第五十三条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限のうち、前項第二号に規定する特定水利使用に関する次に掲げるものであつて、これらの権限以外の法及びこの政令に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限に基づく処分を要する行為を伴わない行為に係るものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一・五 (略)

3 法及びこの政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十六条の四第二項に規定する権限

二・四 (略)

五 第十条の八第一項及び第四項の規定による権限

六 (略)

(準用しない規定)

第五十六条 法第百条第一項の政令で定める規定は、法第六条第五項、第十条第二項から第四項まで、第十四条第二項、第十六条から第十六条の四まで、第三十二条第四項、第三十五条第一項、第三十六条第二

項及び第四項、第五十一条の三、第六十二条、第六十五条の二、第六十五条の三、第四項、第六十五条の四第三項、第七十条の二、第七十九条第二項、第九十七条第二項及び第三項並びに第九十九条とする。

(読替規定)

第五十七条 法第百条第二項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定 第十一条第一項及び第三項、第六十三條第三項及び第四項、第六十四條第二項、第六十五條、第六十五條の三第三項、第六十五條の四第二項	読み替えられる字句 都府県	読み替える字句 市町村
	(略)	
第十六條の四第一項	この項において	この項並びに第六十五條の三第一項及び第二項において
	二級河川の修繕	改良工事等
第六十五條の三第一項及び第二項	負担金等相当額	負担金相当額
	負担金又は補助金	負担金

項及び第四項、第六十二条、第六十五条の二、第六十五条の三、第七十条の二、第七十九条第二項、第九十七条第二項並びに第九十九条とする。

(読替規定)

第五十七条 法第百条第二項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定 第十一条第一項及び第三項、第六十三條第三項及び第四項、第六十四條第二項、第六十五條	読み替えられる字句 都府県	読み替える字句 市町村
	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)

(この政令の規定の準用河川への準用)
 第五十七条の四 第一章(第一条第二項、第二条から第二条の三まで、
 第五条第一項(第四号に係る部分に限る。)、第九条の二、第十条から
 第十条の六まで、第十六条の二、第十六条の三、第十六条の十三及
 び第十九条から第二十条の三までを除く。)、第三十七条の二、第三
 十七条の三、第三十八条第二項及び第三項、第三十九条、第二章の二
 、第四十八条から第五十二条まで、第五十八条、第五十九条(第二号
 及び第三号に係る部分に限る。)、第六十条(第二号に係る部分に限
 る。)
 並びに第六十一条から第六十三条までの規定は、準用河川につ
 いて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表
 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え
 るものとする。

(略)	第七条	(略)	第十条の七第一号	ダム、導水路	導水路
	第十条の八第二項及 び第三項	第七十条の二(第三 項を除く。)、第七 十四条	第十条の八第二項	都道府県知事等(法 第十六条の四第一項 の都道府県知事等を いう。第四項並びに 次条第二項及び第四	市町村長

(この政令の規定の準用河川への準用)
 第五十七条の四 第一章(第一条第二項、第二条から第二条の三まで、
 第五条第一項第四号、第九条の二、第十条から第十条の八まで、第十
 六条の二、第十六条の三、第十六条の十三及び第十九条から第二十条
 の三までを除く。)、第三十八条第三項(法第六十三条第三項に係る
 部分に限る。)、第三十九条、第二章の二、第四十八条から第五十二
 条まで、第五十八条、第五十九条第二号及び第三号、第六十条第二号
 並びに第六十一条から第六十三条までの規定は、準用河川について準
 用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄
 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの
 とする。

(略)	第七条	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	第十条の八第四項	第十条の八第四項、 第十条の九第二項及 び第四項	(略)	第二十二條第四項	第三十七條の二、第 三十七條の三、第三 十八條第二項	第三十七條の二第一 項
項において同じ。）	第六十六條又は第 七十條の二第一項	都道府県知事等	(略)	(略)	都道府県等	に係る負担基本額
	又は第六十六條	市町村長		市町村		の額（法第百條第一 項において準用する 法第六十七條、第六 十八條第二項又は第 七十條第一項の規定 による負担金がある ときは、当該費用の 額からこれらの負担 金の額を控除した額 。以下この項におい て「準用河川負担基 本額」という。）

	(新設)	(新設)	(略)	第二十二條第四項	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)		(略)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)			(新設)	(新設)

(略)	第三十七条の二第二項	二級河川の修繕	第六十八条第二項又は第七十条の二第一項	第六十五条の三第三項若しくは	第三十八条第三項	当該負担基本額	負担金又は補助金
	改良工事等	又は第六十八条第二項	第六十五条の三第三項又は	負担金又は法第六十五条の三第四項若しくは第六十五条の四第三項の規定により都道府県が負担すべき負担金	負担金	当該準用河川負担基本額	負担金
(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

改正案	現行
<p>（地区計画等の区域内において条例で定める制限）</p> <p>第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度及び建築物の居室の床面の高さの最低限度 洪水、雨水出水（水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する雨水出水をいう。）、津波又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命、身体又は財産に著しい被害（以下この号において「洪水等による被害」という。）が生ずるおそれがあると認められる土地の区域について、当該区域における洪水等による被害を防止し、又は軽減する観点から見て合理的な数値であること。</p> <p>九～十六 （略）</p> <p>二～五 （略）</p> <p>6 特定建築物地区整備計画の区域内において法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で第一項第十二号若しくは第十三号の制限又は第二項に規定する高さの最低限度が五メートルとされる制限を定めようとするときは、これらを全て定めるものとする。</p> <p>7 前項の場合においては、当該条例に、建築物の敷地の地盤面が特定地区防災施設の当該敷地との境界線より低い建築物について第二項に規定する高さの最低限度が五メートルとされる制限を適用した結果、当該建築物の高さが地階を除く階数が二である建築物の通常の高さを超えるものとなる場合における前項に規定する制限（第一項第十三号</p>	<p>（地区計画等の区域内において条例で定める制限）</p> <p>第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>八～十五 （略）</p> <p>二～五 （略）</p> <p>6 特定建築物地区整備計画の区域内において法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で第一項第十一号若しくは第十二号の制限又は第二項に規定する高さの最低限度が五メートルとされる制限を定めようとするときは、これらをすべて定めるものとする。</p> <p>7 前項の場合においては、当該条例に、建築物の敷地の地盤面が特定地区防災施設の当該敷地との境界線より低い建築物について第二項に規定する高さの最低限度が五メートルとされる制限を適用した結果、当該建築物の高さが地階を除く階数が二である建築物の通常の高さを超えるものとなる場合における前項に規定する制限（第一項第十二号</p>

の制限で同号イ(1)に掲げるものを除く。)の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

8 沿道地区計画の区域内において法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で第一項第十四号若しくは第十五号の制限又は第三項に規定する高さの最低限度が五メートルとされる制限を定めようとするときは、これらを全て定めるものとする。

9
～
12 (略)

の制限で同号イ(1)に掲げるものを除く。)の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

8 沿道地区計画の区域内において法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で第一項第十三号若しくは第十四号の制限又は第三項に規定する高さの最低限度が五メートルとされる制限を定めようとするときは、これらをすべて定めるものとする。

9
～
12 (略)

改正案	現行
<p>（法第十一條第一項第十五号の政令で定める施設）</p> <p>第五條 法第十一條第一項第十五号の政令で定める施設は、電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設とする。</p> <p>（立体的な範圍を都市計画に定めることができる都市施設）</p> <p>第六條の二 法第十一條第三項の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 一団地の都市安全確保拠点施設</p> <p>六・七（略）</p> <p>（地区施設）</p> <p>第七條の四 法第十二條の五第二項第一号イの政令で定める施設は、都市計画施設以外の施設である道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。</p> <p>2 法第十二條の五第二項第一号ロの政令で定める施設は、避難施設、避難路又は雨水貯留浸透施設のうち、都市計画施設に該当しないものとする。</p> <p>（地区計画等に定める事項のうち都道府県知事への協議を要するもの）</p> <p>第十三條（略）</p> <p>（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）</p>	<p>（法第十一條第一項第十四号の政令で定める施設）</p> <p>第五條 法第十一條第一項第十四号の政令で定める施設は、電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設とする。</p> <p>（立体的な範圍を都市計画に定めることができる都市施設）</p> <p>第六條の二 法第十一條第三項の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五（新設）</p> <p>五・六（略）</p> <p>（地区施設）</p> <p>第七條の四 法第十二條の五第二項第一号の政令で定める施設は、都市計画施設以外の施設である道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（地区計画等に定める事項のうち都道府県知事への協議等を要するもの）</p> <p>第十三條（略）</p> <p>（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）</p>

第三十六条の九 法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設（法第十一条第一項第八号、第九号又は第十号に掲げるものを除く。）に関する都市計画に適合して行う行為とする。

第三十六条の九 法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設（法第十一条第一項第八号から第十号までに掲げるものを除く。）に関する都市計画に適合して行う行為とする。

○ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三条第二項第三号の施設）</p> <p>第二条 法第三条第二項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所、入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施設</p> <p>二 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校</p> <p>三 病院、診療所又は助産所</p> <p>（国の補助）</p> <p>第三条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて法第二条第二項に規定する集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県に対し、当該集団移転促進事業に要する法第八条各号に掲げる経費について、それぞれその四分の三を補助するものとする。この場合において、当該経費の範囲及びその算定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>（法第八条第三号の公共施設）</p> <p>第四条 法第八条第三号に規定する政令で定める公共施設は、法第三条第二項第三号に規定する住宅団地（以下「住宅団地」という。）に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設その他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が法第二条第一項に規定する移転促進区域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認めるものとする。</p> <p>（法第八条第五号の施設の整備）</p>	<p>（新設）</p> <p>（国の補助）</p> <p>第二条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて法第二条第二項に規定する集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県に対し、当該集団移転促進事業に要する法第七条各号に掲げる経費について、それぞれその四分の三を補助するものとする。この場合において、当該経費の範囲及びその算定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>（法第七条第三号の公共施設）</p> <p>第三条 法第七条第三号に規定する政令で定める公共施設は、法第二条第二項に規定する住宅団地（以下「住宅団地」という。）に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設その他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が同条第一項に規定する移転促進区域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認めるものとする。</p> <p>（法第七条第五号の施設の整備）</p>

第五条 法第八条第五号に規定する政令で定めるものは、住宅団地内における共同作業所、共同加工所又は共同倉庫の設置とする。

(国の普通財産の譲与等)

第六条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて法第二条第二項に規定する集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県において普通財産を次の表の上欄に掲げる施設で当該集団移転促進事業計画に係るものの用に供する場合には、当該市町村又は都道府県に対して、同表の区分に応じ、当該普通財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、市町村又は都道府県における当該施設の運用が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これらを行うことができない。

施設	普通財産の譲渡又は貸付けの方法
住宅団地に係る第四条に規定する道路(道路に附属して設置される排水路を含む。以下同じ。)	譲与又は無償貸付け
住宅団地に係る第四条に規定する飲用水供給施設、集会施設、広場及び排水施設(道路に附属して設置される排水路を除く。)	無償貸付け
(略)	(略)

第四条 法第七条第五号に規定する政令で定めるものは、住宅団地内における共同作業所、共同加工所又は共同倉庫の設置とする。

(国の普通財産の譲与等)

第五条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて法第二条第二項に規定する集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県において普通財産を次の表の上欄に掲げる施設で当該計画に係るものの用に供する場合には、当該市町村又は都道府県に対して、同表の区分に応じ、当該普通財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、市町村又は都道府県における当該施設の運用が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これらを行なうことができない。

施設	普通財産の譲渡又は貸付けの方法
住宅団地に係る第三条に規定する道路(道路に附属して設置される排水路を含む。以下同じ。)	譲与又は無償貸付け
住宅団地に係る第三条に規定する飲用水供給施設、集会施設、広場及び排水施設(道路に附属して設置される排水路を除く。)	無償貸付け
(略)	(略)

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第十一条第六項、第十二</u>条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、<u>第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五</u>八条の七第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>八〜三十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第十一条第五項、第十二</u>条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、<u>第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五</u>八条の七第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>八〜三十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（市街化区域のうち市民農園の開設の認定の対象から除外される区域）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める区域は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第十一条第六項</u>の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域</p> <p>二 六（略）</p>	<p>（市街化区域のうち市民農園の開設の認定の対象から除外される区域）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める区域は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第十一条第五項</u>の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域</p> <p>二 六（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一〜十二 （略）</p> <p>十三 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第十六号まで、第二項第一号から第三号まで及び第六号から第八号まで並びに第三項の事業 独立行政法人都市再生機構（土地区画整理法第三条第一項、都市再開発法第二条の二第一項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十九条第一項の規定による施行者である場合を除く。）</p> <p>十四・十五 （略）</p>	<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一〜十二 （略）</p> <p>十三 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第十六号まで、第二項第一号、第二号及び第五号から第七号まで並びに第三項の事業 独立行政法人都市再生機構（土地区画整理法第三条第一項、都市再開発法第二条の二第一項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十九条第一項の規定による施行者である場合を除く。）</p> <p>十四・十五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第十六号まで、第二項第一号から第三号まで及び第六号から第八号まで並びに第三項の事業 独立行政法人都市再生機構（土地区画整理法第三条第一項、都市再開発法第二条の第二項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百九条第一項の規定による施行者である場合を除く。）</p> <p>十四・十五 （略）</p>	<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第十六号まで、第二項第一号、第二号及び第五号から第七号まで並びに第三項の事業 独立行政法人都市再生機構（土地区画整理法第三条第一項、都市再開発法第二条の第二項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百九条第一項の規定による施行者である場合を除く。）</p> <p>十四・十五 （略）</p>

○ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）（第八条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（集団移転促進事業に係る特例） 第九条（削る）</p> <p>津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第三条の規定の適用については、同条中「<u>法第八条各号</u>」とあるのは、「<u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第十六条の規定により読み替えて適用する法第八条各号</u>」とする。</p>	<p>（集団移転促進事業に係る特例） 第九条 法第十六条の規定により読み替えて適用する防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三百三十二号）第三条第二項第三号の政令で定める施設は、<u>第七条各号に掲げる施設とする。</u></p> <p>2 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第二条及び第三条の規定の適用については、同令第二条中「<u>法第七条各号</u>」とあるのは「<u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第十六条の規定により読み替えて適用する法第七条各号</u>」と、同令第三条中「<u>住宅団地（以下「住宅団地」という。）</u>」とあるのは「<u>住宅団地（以下「住宅団地」といい、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第七条各号に掲げる施設の用に供する土地を含む。）</u>」とする。</p>

改正案	現行
<p>（国土交通大臣の求め等に基づき行う業務の実施に必要な都市計画）</p> <p>第五条 法第十五条第一号の政令で定める都市計画は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める都市計画とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）による流通業務団地造成事業を行う業務 次に掲げる都市計画</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 都市計画法第十一条第一項第十一号の流通業務団地に関する都市計画</p> <p>2 （略）</p> <p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 都市計画法第十一条第六項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の七第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十～三十五 （略）</p>	<p>（国土交通大臣の求め等に基づき行う業務の実施に必要な都市計画）</p> <p>第五条 法第十五条第一号の政令で定める都市計画は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める都市計画とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）による流通業務団地造成事業を行う業務 次に掲げる都市計画</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 都市計画法第十一条第一項第十号の流通業務団地に関する都市計画</p> <p>2 （略）</p> <p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の七第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十～三十五 （略）</p>

2

(略)

2

(略)

改正案	現行
<p>（集団移転促進事業の特例）</p> <p>第七條 法第五十三條第一項に規定する特定集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第三條及び第四條の規定の適用については、同令第三條中「法第八條各号」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十三條第二項の規定により読み替えて適用する法第八條各号」と、同令第四條中「第三條第二項第三号に規定する住宅団地（以下「住宅団地」とあるのは「第二條第二項に規定する住宅団地（移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なもの用に供する土地を含む。」と、「法第二條第一項」とあるのは「同條第一項」とする。」と、</p>	<p>（集団移転促進事業の特例）</p> <p>第七條 法第五十三條第一項に規定する特定集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第二條及び第三條の規定の適用については、同令第二條中「法第七條各号」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十三條第二項の規定により読み替えて適用する法第七條各号」と、同令第三條中「住宅団地（以下「住宅団地」という。）（以下「住宅団地」とあるのは「住宅団地」といい、移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なもの用に供する土地を含む。」とする。</p>

改正案	現行
<p>（都市局の所掌事務）</p> <p>第七条 都市局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 防災のための住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に 関すること。</p> <p>八～二十六 （略）</p> <p>（都市安全課の所掌事務）</p> <p>第八十五条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 防災のための住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に 関すること。</p> <p>四～九 （略）</p>	<p>（都市局の所掌事務）</p> <p>第七条 都市局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を 促進する事業の援助及び助成に 関すること。</p> <p>八～二十六 （略）</p> <p>（都市安全課の所掌事務）</p> <p>第八十五条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を 促進する事業の援助及び助成に 関すること。</p> <p>四～九 （略）</p>